

# 東芝地域店会会則

**TOSHIBA**

東芝地域店会会則(令和 4 年 11 月 1 日改訂版)

本会の組織変更に伴い、令和4年11月1日付「東芝地域店会会則」を改訂する。

## 第一章 総 則

### 第1条（名称及び事務所）

- 本会は東芝地域店会（以下「本会」という。）と称す。
- 本会の事務所は東芝コンシューママーケティング株式会社地域営業部（以下「TCM 社地域営」という。）に置く。

### 第2条（目的）

- 本会は東芝商品の販売促進と会員の繁栄を計り、消費者の信頼と満足を得、社会の繁栄に貢献する事を目的とする。

### 第3条（活動）

- 本会は第2条の目的を達成する為、下記事項の活動を行う。
  - ① 東芝商品の積極的販売並びに正常販売の促進。
  - ② 販売促進に関する各種施策の実施。
  - ③ 技術講習会、従業員の教育研修会、経営・販売に関する研修会の開催、その他講習会の開催。
  - ④ その他目的達成のため必要なる事業の実施。
  - ⑤ 「東芝地域店総合補償制度」「電器販売店従業員退職金共済制度」事務局の運営。

## 第二章 会 員

### 第4条（会員の資格）

- 本会の会員資格は東芝コンシューママーケティング株式会社（以下「TCM」という。）と取引があり、東芝商品売買等基本契約書を締結した東芝商品の拡販に努力される優良販売店とする。
- TCM 社地域営の営業部長、TCM 社地域営企画・業務担当の担当長、TCM 社地域営企画・業務担当の担当者を本会の会員とする。

### 第5条（脱会）

- 本会の会員で会員の資格、会の目的に反する行為をなしたるもの及びTCM社との取引を停止したるものに対しては除名を勧告する。

#### 第6条（権利）

- 会員はこの会則のもとに平等であって、会の正常な業務の運営を阻害してはならない。

#### 第7条（義務）

- 会員はこの会則を守り、本会の健全な発展に協力する。

### 第三章 会の運営

#### 第8条（職務）

- 本会は次の通り職務を分担する。
  - ② 会長(1名) 会を代表して会活動の統括をする。
  - ② 事務局長(1名) 会の事務を掌握し、本会におけるすべての事務契約締結権者とする。
  - ② 事務局担当(数名) 会の活動を掌握し、事務局長と協力して会務の執行の推計を計る。

#### 第9条（選出と任期）

- 会長については TCM 社地域営の営業部長とする。
- 事務局長については TCM 社地域営企画・業務担当の担当長とする。
- 事務局担当については TCM 社地域営企画・業務担当の担当者とする。
- それぞれ任期は1ヶ年とする。(但し、再選は妨げない)

#### 第10条（欠員と補充）

- 任期中人事異動等の発令があった場合は、その残任期間に限らず速やかに後任と交代することが出来る。
- 会長については後任の TCM 地域営の営業部長が、事務局長については企画・業務担当長が、また事務局担当について企画・業務担当者が引き継ぐこととする。

### 第四章 会計

#### 第11条（会の経費）

- 本会の運営経費一切は、TCM 社の援助金、活動基金等の収入をもって充当する。

第12条（会の経費運営）

○本会の経費運営等については、東芝保険サービス株式会社に業務委託する。

第13条（会計年度）

○本会の会計年度は毎年4月1日～翌年年3月31日迄とする。

第14条（出納）

○出納簿及び必要なる帳簿は業務委託先が備える。

## 第五章 付 則

第15条（会則の施行）

○この会則は平成14年11月1日から施行される。

○第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第21条の改定および旧第四章の廃止は、平成26年11月1日から実施する。

以上